

苓北夕やけマラソン大会運営等業務委託 仕様書

1. 委託業務名

苓北夕やけマラソン大会運営等業務委託（以下、「本委託業務」という。）

2. 業務内容

委託する業務内容は、下記（１）～（１１）のとおり。

（１）本業務委託の計画・設計

- ① 本業務委託の目的を達成するための全体的なプランを作成する。以下４．の項に示す予算の範囲内において、受託者が取り組む以下のそれぞれの業務についての計画・設計を行う。

（２）本大会の開催内容に対する助言及びゲストランナーの招聘

- ① 本委託業務の目的を理解し、担当職員と十分な協議を行い、本大会の事務局対応に係る助言を行う。大会名称や参加料、コース、募集定員等の大会内容については、苓北町が指定する内容により行うが、開催要項や競技規則等の事項について、必要に応じ助言を行う。
- ② 大会当日に出場するゲストランナー（社会人又は大学生の現役選手）の調整を行う。招聘するランナーについては、経歴等を記載した書類を提出し、苓北町に対して事前に協議を行い、承認を得ること。なお、ランナーの所属する団体等に対しては確実に許諾等の手続きを行うこと。また、ゲストランナー招聘に係る旅費等の費用については、本業務委託料に含めるものとする。
- ③ 本委託業務及び本大会開催の目的を十分理解し、その目的を達成するために有効なコンテンツ（企画内容）があれば、予算の範囲内で検討すること。

（３）本大会の広報・宣伝業務

- ① ポスター及びチラシの制作やＳＮＳ等により参加対象者に対して幅広く周知を行うこと。なお、上記に関するデザインや掲載内容等については、担当者と十分に協議を行い、事前に苓北町の承認を得ること。
- ② チラシ及びポスターの規格及び数量について、ポスターは、１００枚程度（規格：Ｂ２）、チラシは、２，０００枚程度（規格：Ａ４両面）を納品するものとする。また、チラシの掲載内容については、大会要項、コース図、その他必要な情報を掲載すること。
- ③ ＳＮＳ等による周知にあたって、大会専用アカウント等を取得する場合には、担当職員と協議を行い、事前に苓北町の承認を得るものとする。また、更新・編集作業も受託者の責任において行うこと。

- ④ その他、大会の広報・宣伝に有効なコンテンツ（手段）等があれば、予算の範囲内で検討すること。
- ⑤ 本大会は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興くじ助成金」を活用し開催する。よって、チラシ及びポスターの制作等に当たっては、同センターの指定するロゴマーク等の掲載を行うこと。

（４）本大会専用ホームページの制作並びにその公開及び更新作業

- ① ＰＣだけではなく、スマートフォン・タブレット端末等で閲覧できるものとする。
- ② 同時に数百人のアクセスも可能にすること。
- ③ 本大会専用ホームページ（以下、「大会ホームページ」という。）内においては、大会エントリー（大会申込方法も含む。）、大会情報説明、大会結果、その他必要な情報を掲載することとする。なお、大会ホームページのデザインに当たっては、担当職員と協議を行い、事前に苓北町の承認を得ること。
- ④ 大会ホームページの運用（公開・更新）については、受託者の責任において行うものとする。また、制作した大会ホームページは、苓北町のホームページからも閲覧可能とすること。
- ⑤ 本大会は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興くじ助成金」を活用し開催する。よって、大会ホームページの制作等に当たっては、同センターの指定するロゴマーク等の掲載を行うこと。

（５）本大会専用の映像コンテンツ（動画）の制作

- ① ＰＣだけではなく、スマートフォン・タブレット端末等で閲覧できるものとする。
- ② 映像コンテンツの内容については、本大会の周知に繋がる内容はもちろん、コース上の夕日や富岡城など苓北町の情報発信に繋がる内容とすること。なお、本大会においては、開会式を実施しない方針のため、参加ランナーに対しての激励動画としても制作を行うこと。
- ③ 映像コンテンツ制作に当たっては、担当職員と十分に協議を行い、企画立案・台本（映像コンテ等）制作・空撮・編集など、一連の業務を管理遂行し、映像データを納入すること。
- ④ 映像コンテンツ制作に当たっては、必要に応じて空撮映像を撮影すること。また、空撮の際は最善の安全対策を施し、空撮撮影に対する事故に対し、損害補償保険等が万全であることとする。
- ⑤ 制作した映像データはＹｏｕＴｕｂｅで再生可能な動画形式にすること。
- ⑥ 動画や画像の撮影については、マラソン大会ＰＲ動画作成経験のある、プロカメラマンが行うこと。

- ⑦ 映像コンテンツ作成にあたって、使用する楽曲等については、必要に応じて、使用に関する権利者から許諾手続きを行うこと。その際に発生する使用料については、業務受託制作者側が負担するものとする。
- ⑧ 本大会は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ振興くじ助成金」を活用し開催する。よって、動画コンテンツの制作等にあたっては、同センターの指定するロゴマーク等の掲載を行うこと。

(6) 本大会の参加受付及びその管理作業

- ① 参加者の申込受付、選手データ管理、参加者からの問い合わせ対応など、一連の業務を管理遂行する。なお、個人情報の管理・取扱いを十分に徹底すること。
- ② エントリーシステムについては、P Cだけではなく、スマートフォン・タブレット端末等で閲覧できるものとし、参加者の情報（氏名・住所等）を苓北町へ提供可能なものにする。
- ③ 本大会に採用するエントリーシステムについては、担当職員と十分に協議を行い、事前に苓北町の承認を得たシステムを採用すること。
- ④ 大会ホームページからも申込みができるようにすること。
- ⑤ 申込受付については、原則としてW e bで行うこととするが、参加者のニーズに対応して郵便振替等での受付対応も可能となるよう検討すること。
- ⑥ 参加料については、受託者が一括して取りまとめを行い、受付終了後、苓北町の指定する口座へ振り込むものとする。また、大会専用Tシャツをオプションとして設定するため、申込時に選択等できるよう調整すること。
- ⑦ 悪天候等により、大会開催前において本大会が中止となった場合には、参加ランナーに対する返金処理等の必要な対応を行うこと。

(7) 本大会に係る記録計測及びその管理作業

- ① 本大会前においては、ゼッケン印刷や記録証台紙の作成、選手データ登録（計測チップへの登録）を行う。
- ② 本大会当日においては、参加ランナーの記録計測及び集計、計測結果の把握、完走証及び表彰状の発行、関係機器の管理といった一連の業務を管理遂行する。
- ③ 本大会終了後は、大会結果（リザルト）のリストを作成し、委託者へ報告する。
- ④ 計測については、計測チップ（使い捨て）を使用するものとする。
- ⑤ 計測機器等のシステム関係については、担当者と十分に協議を行うこと。

(8) 本大会の会場設営作業

- ① 本大会に係る会場設営及び装飾に係る一連の業務を管理遂行する。
- ② 会場装飾について、エアゲート、エアゲート幕、のぼり旗等の関係機材の設置を行う。なお、会場装飾の内容については、担当者と十分協議を行い、会場レイ

アウト等の必要書類を作成し、事前に苓北町の承認を得ること。

(9) 打合せ会議

- ① 本業務の実施にあたり、初回打合せ会議を開催すること。また、これ以外に打合せが必要な場合には随時開催すること。

(10) 報告書作成

- ① 「成果品の納品方法」に記載する提出書類の作成を行うこと。なお、報告書の作成にあたっては、事業結果からその効果について報告を行うこと。また、大会終了後には参加ランナーに対してアンケートを実施し、回答結果を集約のうえ報告書に記載すること。

(11) 撮影及び使用に係る許可手続きについて

写真・動画の撮影に係る当該管理者等との交渉や打合せ、撮影許可手続き等の一切の業務は、受託者の責任において行うこと。また以下を踏まえて、使用許可を得ること。

- ① 撮影される写真・動画は、苓北町が利用することを主目的とするが、その他苓北町が認めた第三者の名において行う広報活動等に媒体・事業を問わず、苓北町の判断により利用できるものとする。
- ② 撮影される写真は、苓北町の判断により、第三者への貸し出しを行うことができるものとする。
- ③ 受託者は、写真撮影及び使用の許可を得る場合には、「動画撮影及び使用許可願い」を使用することとし、履行期間終了時、「動画撮影及び使用承諾書」を苓北町に提出するものとする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年12月19日（金）まで

4. 予算額

2,649,900円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ただし、提示額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、この予算額と必ずしも一致しない。

5. 成果品の納品方法

- (1) 本契約については、受託者が苓北町に対して、業務報告書の提出と併せて成果物を納品し、苓北町の確認検査に合格したことをもって、業務を完了したものとする。
- (2) (1)の検査の結果、成果物の補修を要する場合は、受託者は速やかに所定の補修を行い、再検査を受けることとする。但し、補修において生じる一切の費用は受

託者の負担とする。

- (3) 制作した映像コンテンツについては、電子媒体で納品する。(容量を考慮しUSBメモリ等)
- ① 動画の規格について、YouTube等で再生可能な動画形式とし、WEBに適したデータを納品すること。
- ② 納品する動画のサイズ及び画質については、事前に苓北町と協議し、決定したサイズにリサイズした上で納品すること。

6. 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前文書により苓北町と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

7. 著作権

- (1) 本委託業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本委託業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、苓北町に譲渡すること。
- (3) 本委託業務により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は、本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権人格権についても行使させないことを確約するものとする。
- (4) 本委託業務に使用する写真について、第三者が権利を有するものを使用する場合には使用の際、あらかじめ苓北町に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、「第三者代行の禁止」の規定により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) 本委託業務の成果物については、苓北町又は苓北町の承認を得た者の名において行なう広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は、別途料金を請求しないものとする。
- (7) 本委託業務による成果物は、苓北町のPR事業等のため、別途、第三者との契約による編集や複製利用等ができるものとする。
- (8) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8. 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵

守すること。

- (2) 受託者は、本委託業務の履行により知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。

9. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本委託業務の履行にあたり、苓北町の保有する個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

10. 契約の保証

- (1) 受託者は、本委託業務の契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、④の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ③ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証
 - ④ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) (1) の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（(4)において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- (3) (1) の規定により、受託者が(1) ② 又は ③ に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、(1) ④ に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

11. 業務委託料の支払方法

受託者に対する支払は、本委託業務の検査に合格した成果物納入後、受託者からの適正な業務報告書及び支払請求書に基づき、業務委託料を受託者が指定する日本国内の銀行口座に振り込むものとする。

12. 本大会が中止となった場合の取り扱い

悪天候等により、大会開催前において本大会が中止となった場合の取扱いについては、それに伴う業務内容や契約金額等の変更について、委託者と受託者とが協議してこれを定める。

13. その他

- (1) 本大会の開催にあたり、協賛企業を募集する場合には、物品又は金銭に関わらず、事前に苓北町に協議を行い、承認を得ること。
- (2) 受託者は、本委託業務の詳細について、苓北町の担当者及び関係者と十分な打合せを行うものとし、本委託業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、仕様書に定めのない事項や、業務内容の変更又は追加の必要が生じた場合については、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。
- (4) この契約に係る費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (5) 本仕様書は、本委託業務を委託する場合において適用される主要事項を示すものである。業務委託契約書に添付する仕様書は、受託者が決定した後に協議し、企画提案書の内容を反映した上で別途作成する。